

手術データの利活用と 個人情報保護

2024.11

弁護士 水町雅子

第33回日本コンピュータ外科学会大会

「医療情報は活用できるのか」も適宜ご参照ください

https://www.mizu-machi.com/wp-content/uploads/2025/05/220303iryo_cfiec.pdf

「次世代医療基盤法」の解説も

<https://www.mizu-machi.com/wp-content/uploads/2025/05/170828iryobigdata.pdf>

弁護士 水町雅子

<https://www.miyauchi-law.com>

<https://www.mizu-machi.com>

メール→onesg@mizu-machi.com

◆ 東京大学教養学部関連社会科学卒業

◆ みずほ情報総研入社

ITシステム設計・開発・運用、事業企画等業務に従事

◆ 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻（法科大学院）修了

◆ 司法試験合格、法曹資格取得、第二東京弁護士会に弁護士登録

◆ 内閣官房社会保障改革担当室参事官補佐

マイナンバー制度立案（特にマイナンバー法立法作業、情報保護評価立案）に従事

◆ 個人情報保護委員会上席政策調査員

マイナンバー制度における個人情報保護業務（特にガイドライン、特定個人情報保護評価）に従事

◆ 首相官邸IT総合戦略本部「パーソナルデータに関する検討会」参考人

個人情報保護改正検討

◆ 宮内・水町IT法律事務所（旧、五番町法律事務所）共同設立、現在にいたる

その他、東京都港区・東京都足立区の情報公開・個人情報保護審査会委員、データ利活用推進会議委員、官公庁・自治体の技術審査委員、その他委員就任歴多数。

元SE（言語はPHP, Java, Perl, VB等）として、ITと法律の融合を目指す。

IT案件・情報案件（個人情報、医療データ、マイナンバー、アプリ、サービス、システム開発保守運用等々）を中心に扱う。



目次

- ① 手術動画・ロボットログ等は個人情報か
- ② 同意が必須なのか、同意さえあればなんでもできるのか
- ③ ロボットメーカーと病院の契約はどうあるべきか

①手術動画・ロボットログ等は個人情報か

個人情報の範囲、実はとても広い。

例) 患者氏名も疾患名も記録されていない院内検査室の予約記録は個人情報か？

患者氏名がなくても、誰の情報かがわかれば個人情報。
データの保有状態等にもよるが、院内システムなどで予約記録と患者IDと患者氏名等が紐づいていることが多いように思われ、その場合は個人情報、かつ個人データ、かつ要配慮個人情報に該当する。

患者ID	医療者ID	検査室番号	日時
123	80	1	2024/10/8 10:00-13:00
234	90	2	2024/10/8 11:00-17:00

患者ID	氏名
123	水町雅子
234	難波舞

右と困難なく照合できる状態なら、左の表だけでも実は個人情報。

①手術動画・ロボットログ等は個人情報か

個人情報の定義

定義

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう（2条1項・2項）。

- ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

- ② 個人識別符号が含まれるもの

※個人識別符号とは、指紋、掌紋、パスポート番号、健康保険証番号等、特定の個人を識別することができるもの

生きている人の情報

* 法によっては死者も含む

誰の情報かわかるもの

POINT

定義について細かい点を抑えるのは後回しにして、
まずは①生きている人の情報*、②誰の情報かわかるものという2つの要件を満たせば個人情報であると理解しよう。

* 死者情報が生存者の情報にも該当するような情報、例えば「故情報太郎氏の財産は100億円であり、相続人である情報花子氏が単独で相続する」「故浅井太郎のカルテに家族情報が記載されている」場合などは、個人情報に該当する。

①手術動画・ロボットログ等は個人情報か

個人情報の定義：特定の個人を識別できる

- 誰の情報かわからなければ個人情報には該当しない。
 - したがって、「東京都民の平均年収は〇百万円である」といった情報は、個人情報に該当しない。
- 一方で、誰の情報かわかれば個人情報に該当するため、「氏名が記載されていなければ個人情報に当たらない」という理解は、誤りである。
 - 「うちの会社の社長は四国出身だ」「今の東の関脇は...」「今の阪神の監督は...」「昭和最後の内閣総理大臣は...」
 - 氏名が含まれていなくても、顔写真や指紋があれば、一般に誰の情報かがわかるといえ、個人情報に該当する。
 - また、ユーザIDとだけ結びついている購買履歴であったり、特定のブラウザ情報とだけ結びついているWeb閲覧履歴であったり、匿名のSNSに記載された内容であっても、ものによっては、誰の情報かがわかる場合があるので、その場合は個人情報に該当する。いわゆる「特定」。
 - 氏名が記載されていなくても、誰の情報かわかる場合は意外と多い。

誰のことかわかった



①手術動画・ロボットログ等は個人情報か

個人情報の定義：特定の個人を識別できる

さらに、誰の情報かは、その情報単体でわからなくてもよい。

- 例えば、表1には仮名とだけ結びついているデータがあり、表2には仮名と実名の結びつきのデータがあったとして、表1と表2を困難なく組み合わせることができれば（→容易照合性）、個人情報に該当する。

仮名	乗降履歴	仮名	実名
A1	2016年6月20日7時32分 千葉駅 2016年6月20日8時38分 市ヶ谷駅 2016年6月20日19時55分 市ヶ谷駅 2016年6月20日21時3分 千葉駅	A1	情報太郎
B2	2016年6月20日8時35分 新宿御苑前駅 2016年6月20日8時58分 四ツ谷駅 2016年6月20日18時3分 四ツ谷駅 2016年6月20日18時25分 銀座駅 2016年6月20日23時35分 銀座駅 2016年6月20日23時53分 新宿御苑前駅	B2	難波舞

キーワード

容易照合性

①手術動画・ロボットログ等は個人情報か 提供元基準説

「何が個人情報の提供か」も、実は難しい。

患者氏名などを決して提供すれば、個人情報の提供に当たらない？

提供元基準説

(提供「元」にとって「個人データ」に当たるか)

提供元



ID	氏名
123	水町雅子
234	難波舞

個人データ

...個人データの提供に該当し、法令上の提供規制に服する

この提供元では、IDから名前を簡単にたどれるので、「容易照合性」があり、「個人データ」を保有



提供先

ID	検査値
123	80
234	90

個人データではない

...個人データや個人情報を取得するわけではないので、個人情報の取得規制には服さない

提供する情報自体は、誰かわからない情報のみ。提供先においては、依然として誰かわからない状態のまま。

①手術動画・ロボットログ等は個人情報か 匿名加工

匿名加工は、実はとても難しい

例) 患者顔面・患者氏名や被保険者証記号番号などを削除すれば匿名加工か？

「特異な情報の削除等」「個人情報データベース等の性質を勘案し適切な措置」が必要だが、どこまで何をすればよいか大変に難しい。

- 医療画像などでも、顔が映っていなくても、希少症例や特異な物が映っている場合は、個人情報該当性を否定しきれない
- よくある傷病名でも、長期間たどっていけば、誰かわかる可能性あり。また特異な記載のあるカルテなど（東京ドームで試合中に頭部に160キロの打球が直撃など）
- よくよく考えると実に難しい。「A病院B診療科に〇月〇日に受診した身長173センチの女性患者」などの情報であっても、病院名や診療科によっては誰かわかる可能性自体はある。
- 特異な情報や適切な措置は、機械的な一括削除などが難しく、きめ細やかなオーダーメイド対応が必要に

匿名加工基準

1 氏名等の削除・置換

- ・医療情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除する
 - ・例) 氏名の削除、住所の丸め処理(番地削除等)、受診日の丸め処理(○年○月上旬に置換等)、患者IDの置換(不規則な番号に置換等)
- ※仮IDと氏名との対照表や、仮IDへの置換アルゴリズム・パラメータは破棄要。氏名等をハッシュ化する場合、提供ごとに

2 個人識別符号(公的番号等)の削除・置換

- ・医療情報に含まれる個人識別符号の全部を削除する
- ・例) 被保険者証記号番号の削除、マイナンバーの削除、指紋認証情報の削除

3 ID等の削除・置換

- ・医療情報と当該医療情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に認定匿名加工医療情報作成事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除する
- ・例) 管理用コードの削除、画像コードの置換 ←患者ID・患者番号等に限られず、内部用コードなども削除が必要

4 特異な記述等の削除・置換

- ・特異なために誰の情報かわかる記述等を削除する
- ・例) 特異な症例の削除、特異な検査結果の丸め処理

5 性質を踏まえた適切な措置

- ・医療情報に含まれる記述等と当該医療情報を含む医療情報データベース等を構成する他の医療情報に含まれる記述等との差異その他の当該医療情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずる
- ・例) 長期間の履歴を一部削除(30年の通院歴データを一部削除等)、205センチという身長丸め処理(185センチ以上に置換等)

①手術動画・ロボットログ等は個人情報か

個人情報の定義：特定の個人を識別できる

■ 手術動画

- 患者の顔が映っていれば患者の個人情報。医療従事者の顔が映っていれば医療従事者の個人情報。
- 患者の顔が映っていないくても、病院側では手術日時・手術内容などから患者を容易に特定できる場合があり、その場合は患者の個人情報。
- 特異ゆえに個人特定できる場合も、患者の個人情報。

■ ロボットログ

- 患者の氏名が記録されていないくても、病院側では手術日時・手術室番号などから患者を容易に特定できる場合があり、その場合は患者の個人情報。
- ロボットメーカー側では、個人情報にはならない場合もある。

②同意が必須なのか、同意さえあればなんでもできるのか

■ 同意が必要な場合

- 法律上は、目的外利用、第三者提供、外国提供、要配慮個人情報の取得時に同意を得る。ただし、同意以外でもこれらが適法に行える場合がある。
- 個人情報に関する同意は、本来、法律上同意不要な場面でも実務上行われている。
- **一般の想像より、法律上同意が要求される場合は少ない。**

■ 同意さえあればよいわけではない

- **有効な同意**を得る必要がある。そのためには、より**具体的な**利活用目的・用途・場面を特定して、患者さんがきちんと読めるように、**わかりやすく**する必要。真意かつ任意の同意が重要。
- 自分に置き換えて考えてみると、長文で良くわからない説明や「医療の発展のために利活用します」といわれて同意したとしても、想像を超える使われ方や不適正な使われ方をされたら「こんなつもりで同意したわけではない」と思うのでは？
- 個人情報保護法19条（不適正利用禁止）にも留意

③ロボットメーカーと病院の契約はどうあるべきか

■ ロボットメーカーにどのようなデータ利活用を許容するのか

- ロボットメーカー側がやりたいこと（例：ロボットメンテナンス、医療機器の新規開発・改善、AIの学習データ作成、外部データ提供）をリストアップし、病院や医師の個別許可なくロボットメーカーができるようにするのはどこまでか、どこから病院や医師の個別許可や患者再同意が必要か協議する
- それを契約書の文言に落とし込まないといけない。契約書を法務や事務にスルーするだけでは、非常にリスク

■ 病院や医師はデータで何ができるのか、したいのか

- やりたいこと（例：教育、研究、データへのアクセス、医療機器の新規開発）ができるよう、契約書に規定
- 医師の病院移籍時・退職時にも、医師側の権利が残るよう契約書等に規定
- 患者再同意が必要かは別途法律に即して検討する必要あり